

「個人向け国債の法人等への販売対象拡大」に関する Q&A

本 Q&A は、令和 8 年 12 月募集分（令和 9 年 1 月発行分）（予定）より、個人向け国債の販売対象を「個人のみ」から「個人及び一部の法人等」に拡大することに伴って生じると考えられる疑問点についてお答えするものです。

基本的な商品性については、現在（販売対象拡大前）の「個人向け国債」から変更はありませんので、「個人向け国債」に関するその他の疑問点につきましては、下記リンク先をご参照ください。

[個人向け国債についてのよくある質問：財務省](#)

商品名について

[Q1. 現在の「個人向け国債」という商品名は変わるのですか？また、いつから変わりますか？](#)

販売対象の法人等について

[Q2. 「個人向け国債プラス」の販売対象となる「一部の法人等」とは、具体的にどのような法人等ですか？](#)

[Q3. 「個人向け国債プラス」の販売対象に『法人等』を加える趣旨は何ですか？](#)

[Q4. 『法人等』は、いつから「個人向け国債プラス」を購入できますか？](#)

商品性について

[Q5. 「個人向け国債プラス」は、「個人向け国債」から商品性が変わるのですか？](#)

[Q6. 「個人向け国債プラス」は、「個人向け国債」と同様、元本割れしないのですか？](#)

[Q7. 「個人向け国債プラス」を国から購入した『法人等』が、その「個人向け国債プラス」を別の『法人等』や個人に譲渡することはできますか？](#)

[Q8. 「個人向け国債プラス」を国から購入した個人が、その「個人向け国債プラス」を別の個人や『法人等』に譲渡することはできますか？](#)

中途換金について

[Q9. 個人に限らず、『法人等』も「個人向け国債プラス」を中途換金することはできますか？](#)

Q10. 『法人等』が、発行後1年を経過していない「個人向け国債プラス」を中途換金することはできますか？

Q11. 『法人等』が中途換金の特例を請求する場合、具体的に、どのような者が中途換金の特例を請求できますか？また、どのような証明書類が必要になりますか？

Q12. 中途換金する際に差し引かれる「中途換金調整額」について、現在の算出方法から変更されますか？また、個人と『法人等』とで算出方法に違いはありますか？

Q13. 販売対象外である法人等（特定投資家）が「個人向け国債プラス」を保有することになった場合、保有し続けても問題はないですか？

令和8年12月以前に発行される「個人向け国債」の取り扱いについて

Q14. 令和8年12月以前に発行される「個人向け国債」について、「個人向け国債プラス」が発行される予定の令和9年1月以降の取扱いはどうなりますか？

商品名について

Q1. 現在の「個人向け国債」という商品名は変わるのですか？また、いつから変わりますか？

A1. 販売対象が「個人のみ」から「個人に加え、**一部の法人等**」にも拡大されますので、それに伴い、商品名も変更します。**令和8年12月募集分（令和9年1月発行分）からは、「個人向け国債プラス」**に変わる予定です。

現在の「個人向け国債」と変わらない商品性であり、引き続き個人が購入できる点を明確に示すために「個人向け国債」というネーミングを残しました。また、個人に“プラス”して法人等も購入できるようになるという意味も含んでいます。“プラス”を加えることで投資家の皆様に親しみを持って呼んでいただきたいという想いを込めて「**個人向け国債プラス**」という商品名にしました。

販売対象の法人等について

Q2. 「個人向け国債プラス」の販売対象となる「一部の法人等」とは、具体的にどのような法人等ですか？

A2. 「**個人向け国債プラス**」の販売対象となる「**一部の法人等**」とは、**金融商品取引法第2条第31項における「特定投資家」に該当しない、「一般投資家」である法人や団体（以下、『法人等』と記載します）**のことを指します。具体例については、「個人向け国債の販売対象となる法人等」の資料をご確認ください。

Q3. 「個人向け国債プラス」の販売対象に『法人等』を加える趣旨は何ですか？

A3. 個人向け国債の販売対象拡大は、国債の安定保有層の拡大を図る観点から、**資金運用に関する制約（元本確保に対するニーズ等）や保有の安定性といった点で、個人と類似した傾向を有すると見込まれる法人等**に対して、個人向け国債の購入を可能とするものです。

こうした趣旨を踏まえ、一般的に高度な資金運用体制を備えていると考えられる金融機関や上場企業等は、引き続き販売対象外とすることが適当と考えています。

このような考え方の下、線引きの明確さや販売を担う金融機関にとっての対応しやすさも考慮し、金融商品取引法上の特定投資家を販売対象から除いています。

Q4. 『法人等』は、いつから「個人向け国債プラス」を購入できますか？

A4. **令和8年12月募集分（令和9年1月発行分）**から購入できるようになる予定です。ただし、金融機関によっては、システム対応等の関係により、上記日程の予定よりも『法人等』への販売が遅くなるなどの可能性がある点にはご注意ください。詳細は金融機関にお問い合わせください。

なお、令和8年11月募集分（令和8年12月発行分）までの「個人向け国債」を『法人等』が購入することはできません。

商品性について

Q5. 「個人向け国債プラス」は、「個人向け国債」から商品性が変わるのですか？

A5. 今回の制度変更は、販売対象を「個人のみ」から「個人及び『法人等』」に拡大するという内容になりますので、**基本的な商品性に変更はありません。**

Q6. 「個人向け国債プラス」は、「個人向け国債」と同様、元本割れしないのですか？

A6. 「**個人向け国債**」と同様、「**個人向け国債プラス**」も**元本割れはしません。**

ただし、『法人等』が中途換金をする場合、“法人税等の納税時”に【「個人向け国債プラス」の運用による利子収入額（税引き前）】が【中途換金調整額と納税額の合計金額】を下回るケースはありえます※（中途換金調整額については Q12 をご参照ください）。

※高い法人税率が適用される場合など

Q7. 「個人向け国債プラス」を国から購入した『法人等』が、その「個人向け国債プラス」を別の『法人等』や個人に譲渡することはできますか？

A7. **できません。**なお、一般投資家である『法人等』同士の合併や会社分割等により、元々「個人向け国債プラス」を保有していた『法人等』から、別の『法人等』に「個人向け国債プラス」が引き継がれるケースは、「譲渡」に当たらないため、本譲渡制限の対象とはなりません（引き継がれる先が「特定投資家の法人等」の場合については、Q13 をご参照ください）。

Q8. 「個人向け国債プラス」を国から購入した個人が、その「個人向け国債プラス」を別の個人や『法人等』に譲渡することはできますか？

A8. 「個人向け国債」と同様、「**個人**」から「**個人**」への**譲渡は可能**ですが、「**個人**」から『**法人等**』への**譲渡はできません。**

なお、個人間の相続についても、「個人向け国債」と同様、可能です。

中途換金について

Q9. 個人に限らず、『法人等』も「個人向け国債プラス」を中途換金することはできますか？

A9. 原則、**発行から1年が経過した「個人向け国債プラス」であれば、個人・『法人等』を問わず、中途換金が可能**です。中途換金の際には、「直前2回分の各利子（税引前）相当額に0.79685を掛けた金額」（＝中途換金調整額）が差し引かれる点にはご注意ください。

Q10. 『法人等』が、発行後1年を経過していない「個人向け国債プラス」を中途換金することはできますか？

A10. 原則、発行後1年を経過するまで、中途換金はできません（Q9 もご参照ください）。ただ

し、『法人等』が【解散した場合】や【災害救助法が適用された災害により被害を受けた場合】には、中途換金の特例として発行後1年を経過していない「個人向け国債プラス」を中途換金することができます。中途換金の特例を請求する際には、請求者が定められていること、証明書類のご提出が必要となることにご留意ください（次のQ11をご参照ください）。手続きについては金融機関にお問い合わせください。

Q11. 『法人等』が中途換金の特例を請求する場合、具体的に、どのような者が中途換金の特例を請求できますか？また、どのような証明書類が必要になりますか？

A11. 【解散した場合】における中途換金特例の請求者は、「**解散時に『法人等』を代表している者**」となります。具体的には、「清算人」、「破産管財人」、「解散する法人等の権利義務全部を承継する法人」などが考えられます（「**解散時に『法人等』の代表者であったことを示す書類等**」が必要となります）。

また、証明書類としては「『**法人等**』が**解散したことが分かる公的機関等の書類**」となります。具体的には、「解散したことが記載された官報」、「解散等について登記された登記簿謄本」、「解散したことが記載された議決書・総会議事録」、「マンションの建て替えについて証明できる書類」、「マンション建物の滅失等について登記された登記簿謄本」などが考えられます。

【**災害救助法が適用された災害により被害を受けた場合**】における中途換金特例の請求者は、「**当該被害を受けた「個人向け国債プラス」を有する『法人等』**」となります。

また、証明書類としては「**当該災害が発生した市町村の区域に本店や支店等が存在していることを証明する書類**」「**当該災害にかかったことを公的機関が証明した書類**」となります。具体的には、「被災証明書」、「罹災証明書」などが考えられます。

Q12. 中途換金する際に差し引かれる「中途換金調整額」について、現在の算出方法から変更されますか？また、個人と『法人等』とで算出方法に違いはありますか？

A12. **現在の算出方法から変更ありません。**個人・『法人等』ともに、「直前2回分の各利子（税引前）相当額に0.79685を掛けた金額」が中途換金調整額となります。

Q13. 販売対象外である法人等（特定投資家）が「個人向け国債プラス」を保有することになった場合、保有し続けても問題はないですか？

A13. **販売対象外である法人等（特定投資家）が、「個人向け国債プラス」を保有し続け、運用することは想定しておりません。**よって、何らかの事情*で法人等（特定投資家）が「個人向け国債プラス」を保有することになった場合には、速やかに中途換金を行っていただくこととしております。手続きについては金融機関にお問い合わせください。

※例えば、『法人等』（一般投資家）が「個人向け国債プラス」を購入した後に、法人等（特定投資家）に移したケースや、『法人等』（一般投資家）が「個人向け国債プラス」を購入した後に、法人等（特定投資家）に合併等をされたケースなど

令和 8 年 12 月以前に発行される「個人向け国債」の取り扱いについて

Q14. 令和 8 年 12 月以前に発行される「個人向け国債」について、「個人向け国債プラス」が発行される予定の令和 9 年 1 月以降の取扱いはどうなりますか？

A14. 「個人向け国債プラス」が発行された後も、「個人向け国債」の譲渡可能な先や中途換金等の取り扱いについては変更ありません。令和 8 年 12 月以前に発行される「個人向け国債」の取り扱いにつきましては、下記リンク先をご参照ください。なお、「個人向け国債」を『法人等』が購入することはできません。

[個人向け国債についてのよくある質問：財務省](#)

【令和 8 年 4 月 17 日更新】